平成30年第2回定例会(9月議会) 産業観光委員会・分科会 提出資料

平成30年9月14日 産業労働部

【所管事項関連】

公	営	企	業	課	平成29年度決算に基づく 資金不足比率(速報値)について ···· 1
					鳥海ダムの基本計画に係る 発電事業者への意見照会について ···· 2
					障害者の雇用状況に関する調査結果について ・・・・・・・3

平成29年度決算に基づく資金不足比率(速報値)について

公営企業課

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて計算した電気及び工業用水道事業会計の「資金不足比率」については、次のとおり。

なお、確定値は、監査委員の意見を付した上で決算特別委員会で財政課より報告される 予定である。

資金不足比率

	H29決算	H28決算	H 2 9 - H 2 8
電気事業会計	- %	- %	- %
工業用水道事業会計	- %	- %	- %

※「一」は資金不足が生じていないことを示している。

〔参考1〕資金不足比率の算定方法

資金不足比率 =①資金の不足額②事業の規模

①資金の不足額

建設改良費等以外の経費の財源に充てる (流動負債+ ために起こした地方債の現在高 ― 流動資産) ― 解消可能資金不足額

②事業の規模 営業収益の額 - 受託工事収益の額

[参考2] 経営健全化基準

	経営健全化基準	指標の説明
資金不足比率	20%	公営企業会計における資金不足額の 事業規模に対する比率 ※資金不足比率が基準以上となった 場合は、「経営健全化計画」を定め なければならない。

鳥海ダムの基本計画に係る発電事業者への意見照会について

公営企業課

1 概 要

鳥海ダムの建設に関する基本計画について、特定多目的ダム法の規定に基づき、国土 交通大臣から秋田県知事(発電に係るダム使用権設定予定者)に意見照会があり、同意 する旨、回答する。

2 ダム建設事業概要

· 建 設 地:子吉川水系子吉川(由利本荘市鳥海町百宅地先)

・目 的:洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道、発電

·総事業費:約1,100億円

·事業期間:平成5年度~平成40年度(予定)

3 鳥海発電所(仮称)概要

(1)経緯

平成30年2月27日 秋田県が鳥海ダムにおける発電事業者に選定される

4月19日 ダム使用権設定申請

8月 9日 鳥海ダムの建設に関する基本計画について意見照会

(2) 発雷所諸元

最大使用水量	毎秒4.6立方メートル
最大出力	990キロワット

(3) 鳥海ダム建設に要する費用の負担率

河川	水 道	<u>発 電</u>
98.80%	1.17%	0.03%

4 発電に係るダム使用権設定予定者の意見

- ①鳥海ダムの建設に関する基本計画については同意する。
- ②なお、次の事項について要望する。
 - ・事業の執行について、より一層の合理化を図り総事業費の節減に努められたい。
 - ・計画的な事業執行を図り、予定工期内完成に努められたい。

5 今後の予定

平成30年10月 鳥海ダムの建設に関する基本計画について意見回答

平成31年 1月 基本計画告示(国土交通省)

平成38年度 発電所建設工事着手

平成41年度 発電所運転開始

障害者の雇用状況に関する調査結果について

公営企業課

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者の雇用状況について、公営企業の調査結果を報告する。

【調査の方法】

手帳等の写しの提出により確認を行った。

なお、手帳等とは、身体障害者手帳、療育手帳(又は児童相談所等による知的障害者であることの判定書)、精神障害者保健福祉手帳。これらの手帳がない場合は、知事の定める医師又は産業医による診断書、意見書のことである。

1 平成30年6月1日現在(法定雇用率2.5%)

	公営企業
算定基礎職員数 ※1	107人
障害者実人数	1人
障害者算定数 ※2	2人
実 雇 用 率 ※3	1.87%
不足障害者数 ※4	_

- ※1 「算定基礎職員数」において、短時間勤務職員は1/2で算定
- ※2 「障害者算定数」において、重度障害者は2倍、短時間勤務職員は 1/2で算定
- ※3・4 実雇用率は1.87%であるが、障害者数として必要な人数(2人) を満たしているため、不足障害者数はない。
 - 107人×2.5%=2.675人(小数点以下切り捨て)→2人
- 調査の障害者実人数の内訳 手帳所持職員(写しを確認)

1人

2 今後の対応

法定雇用率の達成に向け、職員の採用等により障害者雇用の推進に努める。